

人とペットの災害対策ハンドブック

～ ペットの飼い主編 ～

令和3年7月 改訂

佐世保市生活衛生課

もくじ

1. はじめに	・・・2
2. 飼い主の備え	・・・2
3. ペット避難(同行避難)の基本的な考え	・・・5
4. ペット避難所の基本的な考え方	・・・5
5. 避難所でのペットとの過ごし方	・・・7
6. 最後に	・・・9

1. はじめに

ペットを守ることができるのは、飼い主の方だけです。日頃から以下の3点を心がけ、ペットの防災への備えを行いましょう。

- ① 飼い主が自らの安全を確保することが、災害時にもペットを適切に飼養することにつながります。
- ② 健康面やしつけを含めたペットの平常時からの適正な飼養が、最も有効な災害対策になります。
- ③ 災害時にはペットを落ち着かせるとともに、逸走やケガなどに注意し、ペットと避難する場合はいっしょに避難するようにしましょう。

飼い主には、まず自分の安全を確保し、そのうえでペットの安全と健康を守り、他の避難者に迷惑をかけることなく、ペットを適正に飼養管理する責務があります。

2. 飼い主の備え

ペットの飼育管理は、飼い主の責任で行うことが原則です。避難所でペットを収容するためのケージ・キャリーケースやリードは飼い主自身が用意をします。いざという時にスムーズにケージ等に入れるよう、日

頃から慣らしておくことも大切です。

また、避難所におけるペットの受け入れに限りがあります。災害が起こった際にペットを預けることができる親戚や知人などの一時預かり場所を検討しましょう。

避難所を利用する際、通常とは異なる環境の中で、人はストレスを強く感じ、普段は何でもないと思うことが気になったり、思わぬところに不満を発散させたりします。そんな時、ペットの存在が癒しの存在になるか、不満の対象になるかは、避難所の管理運営の方法によるところが大きいのと思われます。平常時より対策をし、いざという時にスムーズにペットの同行避難ができるよう、準備をしましょう。

（１）日頃からのしつけ

不必要にほえない、鳴かない、トイレを決められたところであるなどしつけをしっかりと行いましょう。また、ケージやキャリーバックに普段から馴らしておきましょう。

（２）備蓄について

避難所にはペット用の備蓄はありません。事前に準備をするようにしましょう。避難所ではペットはケージ等での管理が基本となります。ケージ等がないと受け入れができない可能性がありますので、必

ず備蓄するようにしましょう。

<常備品>

- ペットフード・飲料水
- 食器
- ケージ、キャリーバッグ
- 首輪、リード
- 常用薬
- ペットシート等トイレ用品

ほかにも日常の飼育管理で使用しているものや、避難時に必要なものを準備しましょう。

(3) 身元表示

災害時にペットと離ればなれになってしまったときのために、**ペットには個体識別できる名札等を必ず着けましょう。**迷子札や名札などで身元表示をするとともに、半永久的に識別可能で確実な身元証明としてマイクロチップを入れておくとよいでしょう。

なお、犬の場合は狂犬病予防法で市への犬の登録及び鑑札の装着が義務付けられています。必ず装着しましょう。

(4) 健康管理

各種ワクチンの接種やノミなどの外部寄生虫および回虫などの内部寄生虫の駆除を普段からしておきましょう。望まない妊娠を防ぐため、不妊去勢手術をしておくことも大切です。

3. ペット避難（同行避難）の基本的な考え

同行避難…ペットと飼い主と一緒に避難所へ避難すること

同行避難は、ペットが飼い主と一緒に避難所へ避難することであり、**ペットと飼い主が避難所で同居することを意味するものではありません。**

避難所には多くの人が集まり、飼い主の方にはもちろんペットにとってもストレスの多い環境となります。自宅が安全でペットの世話ができる場合や、親族や友人知人等にペットを預けられる場合には、安全な場所でペットを飼育し、飼い主の方だけ避難所に避難をしましょう。

4. ペット避難所の基本的な考え方

実際に災害が発生したとき、避難所でペットの受け入れができるのかについては災害の種類、被害の大きさ、被災者の数等により異なります。

災害発生時に混乱しないよう、あらかじめペット同行避難所への経路などを確認しておきましょう。

(1) ペットの受け入れについて

犬・猫等のペットは、鳴き声・臭い・アレルギー等の問題から、人の避難スペースには立ち入り禁止です。また、ケージに入れたペットは屋内、それ以外は屋外となります。

(2) ペットの受け入れ場所

受け入れ場所は各避難所で以下を基準にそれぞれ設定しています。

- ① ふん尿などの臭いや、鳴き声などの騒音が避難者の避難スペースに届かないよう、避難スペースとペットの管理スペースを分けることができること。
- ② ペットの管理スペースは、避難者の動線と交わらない場所にできること。
- ③ 屋外に係留する場合は、日照・風雨をある程度避けられるよう木陰や屋根付きの駐車場などを利用できること。

(3) 受け入れ可能なペット

避難所で受け入れ可能なペットは、犬、猫を想定していますが、うさぎなどのケージで管理することができるペットは、受け入れることができる場合もあります。

危険を及ぼす恐れのある動物や特別な管理が必要な動物については、避難所での受け入れは困難です。そのため、あらかじめ飼い主が災害時の受け入れ先を決めておきましょう。

5. 避難所でのペットとの過ごし方

避難所では、動物の臭い、排泄物、鳴き声などから飼い主にとっては気にならないことであっても、他の人にはストレスとなる場合があります。また、避難所は、動物の苦手な方やアレルギー等健康に不安のある方も利用されます。周りの方へ迷惑をかけたり、不快な思いをさせないように、十分に配慮を行ってください。

複数のペットが避難している場合には、飼い主の皆さん同士で清掃や管理などを協力して行うように心がけましょう。

ペット同士や一般の避難者の方とトラブルが生じた場合には、飼い主の方が責任を持って対応してください。

(1) ケージで管理する場合

- ① ペットの体やケージ内だけでなく、ペットの管理スペース全体を清潔に保ちましょう。
- ② 世話をする際には、ケージの開け閉めの際にペットが逃げないように注意をしましょう。
- ③ ケージ内で排泄することができないペットの場合は、リードでつないで屋外で排泄をさせましょう。
- ④ 鳴いたり暴れたりする場合には、ケージ全体をタオルなどで覆って暗くすると静かになることがあります。

(2) 屋外で係留する場合

- ① ペットの体やペットの管理スペースは清潔に保ちましょう。
- ② 係留する際は、リードの長さは必要最小限にしましょう。
- ③ 避妊去勢をしていないペットの場合は、特に他のペットに近づかないように注意しましょう。

6. 最後に

飼い主の役割とは、ペットを飼うという権利とともに果たさなければならない義務を常に意識し、災害に対する「十分な備え」をおこない、常に飼い主の責任を果たす「心構え」を持つことです。

参 考

- 環境省 人とペットの災害対策ガイドライン
- 環境省 ペットも守ろう！災害対策
- 環境省 備えよう！いつもいっしょにいたいから
- 茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会避難所でのペットの受け入れについて

＜ガイドライン＞（令和2年4月改定版）

